

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託

公募型プロポーザル審査要領

令和5年4月

川島町

目次

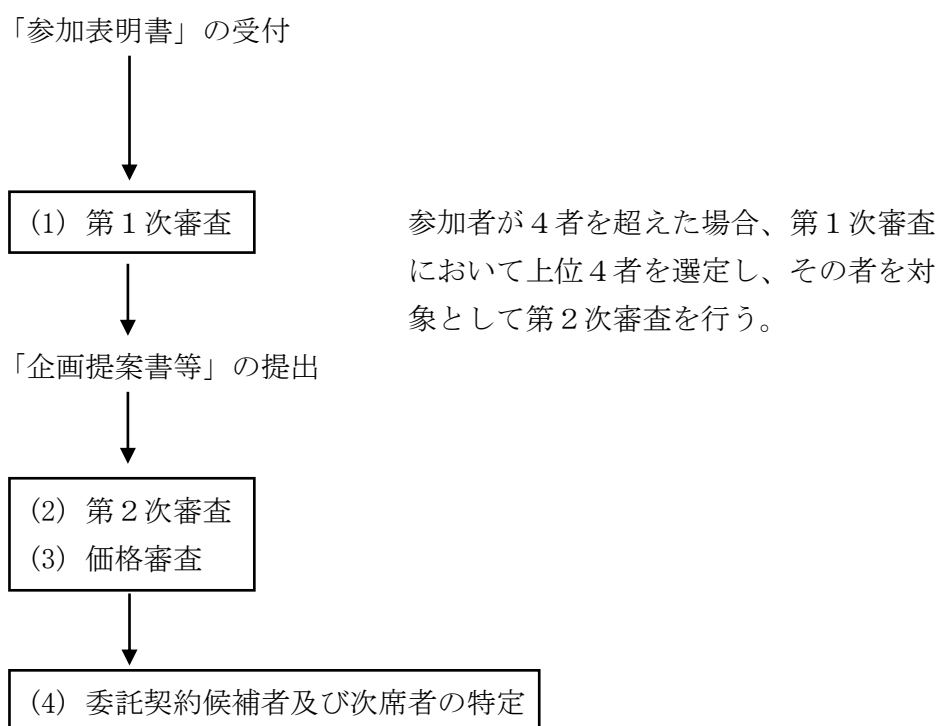
1 総則	1
2 委託契約候補者の特定手順	1
3 審査方法	1
4 第1次審査及び第2次審査	4
4.1 第1次審査及び第2次審査の方法	4
4.2 第1次審査について	4
4.3 第2次審査について	5
5 価格審査	6
6 最低基準点の設定.....	6
7 委託契約候補者及び次席者の特定.....	6

1 総則

本審査要領は、川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）と一体として、川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が委託契約候補者を特定するにあたって、最も優れた提案を客観的に評価・選考するための方法及び基準等を示し、特定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 委託契約候補者の特定手順

委託契約候補者は、次の手順で提案内容等を総合的に評価して特定する。



3 審査方法

委託契約候補者の審査は、第1次審査、第2次審査及び価格審査の総合計点数により実施する。また、その配点と審査方法等については以下のとおりとする。

$$\begin{array}{c} \text{第1次審査} \\ \text{評価点} \\ (27点) \end{array} + \begin{array}{c} \text{第2次審査} \\ \text{評価点} \\ (63点) \end{array} + \begin{array}{c} \text{価格審査} \\ \text{評価点} \\ (10点) \end{array} = \begin{array}{c} \text{総合} \\ \text{評価点} \\ (100点) \end{array}$$

■総合評価点の配点割合（表1）

評価項目			審査	評価点	
①	事業者評価		第1次審査	27	
②	配置技術者評価				
③	企画提案書評価	実施方針・実施体制	第2次審査	63	
		実施工程			
		業務提案書			特定テーマ1
					特定テーマ2
自由テーマ					
④	プレゼンテーション評価				
⑤	見積価格評価		価格審査	10	
合計				100	

■評価項目一覧表（表2）

	評価項目		評価基準の概要	評価点
第1次審査	事業者評価	業務実績	同種業務等の実績について、以下の視点で評価を行う。 ① 同種業務 参加資格要件となる実績について、3件目以降（最大5件）の同種業務1件につき2点（最大6点） ② 国が発注する河川堤防の計画又は設計に係る業務 参加資格要件となる実績について、2件目以降（最大5件）の業務1件につき2点（最大8点）	14
	配置技術者評価	管理技術者	保有資格や同種業務の実績について、以下の視点で評価を行う。 ① 資格 参加資格要件となる保有資格について、2件目の資格保有1件につき1点（最大1点） ② 実績 参加資格要件となる実績について、3件目以降（最大5件）の同種業務1件につき2点（最大6点）	7
		担当技術者	保有資格や同種業務等の実績について、以下の視点で評価を行う。 ① 資格 保有資格について、1件目以降（廃棄物処理技術者と河川・砂防技術者それぞれ最大1件）の資格保有1件につき1点（最大2点） ② 実績 参加資格要件となる実績について、2件目の同種業務1件につき2点（最大2点）、2件目の国が発注する河川堤防の計画又は設計に係る業務1件につき2点（最大2点）	6
第2次審査	企画提案書評価	実施方針・実施体制	実施方針・実施体制について、以下の視点で「5段階評価」を行う。 ① 業務目的や内容を理解しているか ② 具体的かつ実現性を持って示されているか ③ 技術者の動員計画は適正か	8
		実施工程	実施工程について、以下の視点で「5段階評価」を行う。 ① 条件や内容を理解した工程になっているか ② 業務量が工程に反映されているか ③ 事業化に向けた円滑なプロセスが見て取れるか ④ 必要な作業を把握し、記載しているか	9
	業務提案書		① 特定テーマ1：広域化に伴うごみ処理施設の集約化について、想定される課題や留意事項、またその解決策と方針 ② 特定テーマ2：建設候補地におけるごみ処理施設の敷地を有効活用するためのゾーニングとその考え方 ③ 自由テーマ	30
			業務提案書のテーマごとに、以下の視点で「5段階評価」を行う。 ① ごみ処理施設建設候補地において、災害（水害）対策や敷地の諸条件（河川区域の隣接等）、近隣状況等を理解した提案となっているか ② 本業務を遂行するにあたり、参加者の強みとなるような点や優れた独自の提案が示されているか ③ 業務内容、法令、交付金要件、川島町及び桶川市の状況等を理解し、策定のポイントや留意点などが示された提案となっているか	
	プレゼンテーション評価	プレゼンテーションについて、以下の視点で「5段階評価」を行う。 ① 知識や経験を踏まえた提案内容になっており、説得力があるか ② 業務の目的を良く理解しており、業務に対する意欲が高いか ③ 提案内容の説明が理解しやすいか ④ 質問に対する応答が明確であるか	16	
	見積価格評価	見積金額は妥当か		10
	合計			100

4 第1次審査及び第2次審査

4.1 第1次審査及び第2次審査の方法

(1) 第1次審査（事業者評価及び配置技術者評価）の点数化方法

第1次審査における評価項目の点数化方法及び判断基準は、「評価項目一覧表（表2）」に示す評価項目ごとの評価基準の概要のとおりとし、町民生活課ごみ処理施設整備推進室が点数化を行い、審査委員会に報告する。

(2) 第2次審査（企画提案書評価及びプレゼンテーション評価）の点数化方法

第2次審査における評価項目の点数化方法及び判断基準は、「評価項目一覧表（表2）」に示す評価項目ごとの評価基準の概要のとおりとし、審査委員会で評価を行い、以下に示す「評価項目の点数化方法（表3）」により点数化する。

■評価項目の点数化方法（表3）

評価	指標	点数化方法
A	優れている	評価点×1.00
B	やや優れている	評価点×0.75
C	平均的である	評価点×0.50
D	物足りなさを感じる	評価点×0.25
E	不安がある	0

4.2 第1次審査について

提出された参加表明書等をもとに、町民生活課ごみ処理施設整備推進室が第1次審査を行い、上位4者を選定し企画提案書提出資格者とする。ただし、同点の場合は4者以上が企画提案書提出資格者となるものとする。

なお、参加者数が4者以下の場合は、すべての参加者を企画提案書提出資格者とする。

(1) 評価対象者

実施要領に示す参加資格要件を全て満たす者を参加者とし、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 評価基準

評価項目一覧表（表2）のとおり。

配置技術者評価における担当技術者は、廃棄物関連施設及び河川・砂防施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を持つ技術者とし、以下の資格を保有する者について評価する。

なお、保有資格については、1件目以降（廃棄物処理技術者と河川・砂防技術者それぞれ最大1件）の資格保有1件につき1点（最大2点）とする。

ア 廃棄物処理技術者

技術士（総合技術監理部門 衛生工学 - 廃棄物・資源循環）又は技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環）

イ 河川・砂防技術者

技術士（建設部門 河川、砂防及び海岸・海洋）

4.3 第2次審査について

審査委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容をもとに第2次審査を行う。

(1) 評価対象者

第1次審査において選定された企画提案書提出資格者のうち、提出期限までに企画提案書等を提出したもの。

(2) 評価基準

評価項目一覧表（表2）のとおり。

なお、実施方針・実施体制、実施工程、業務提案書は次のとおりとする。

ア 実施方針・実施体制

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を踏まえ、貴社の業務実施方針及び実施体制を記載しているか。なお、以下の点について留意しているか。

- ・廃棄物部門と河川部門との連携

イ 実施工程

仕様書を踏まえ、業務の実施工程を記載しているか。なお、以下の点について留意しているか。

- ・実現可能な業務スケジュール

ウ 業務提案書

（ア）特定テーマ1：広域化に伴うごみ処理施設の集約化について、想定される課題や留意事項、またその解決策と方針を提示しているか。なお、以下の点について留意しているか。（12点）

- ・敷地及び周辺環境
- ・処理方式及び施設規模
- ・搬出入車両の動線

（イ）特定テーマ2：建設候補地におけるごみ処理施設の敷地を有効活用するためのゾーニングとその考え方を提示しているか。なお、以下の点について留意しているか。（12点）

- ・建設候補地の条件を踏まえた敷地造成
- ・災害対策

（ウ）自由テーマ（6点）

なお、各々のテーマにおいては以下の点についても留意しているか。

ア ごみ処理施設建設候補地において、災害（水害）対策や敷地の諸条件（河川区域の隣接等）、近隣状況等を理解した提案となっているか。

イ 本業務を遂行するにあたり、参加者の強みとなるような点や優れた独自の提案が示されているか。

ウ 業務内容、法令、交付金要件、川島町及び桶川市の状況等を理解し、策定のポイントや留意点などが示された提案となっているか。

(3) 評価点の算出

評価点の算出は、各評価項目において審査委員が算出した評価点を合計し、審査委員数で除した数値を、小数点以下第3位を四捨五入し提案者の評価点とする。

5 価格審査

価格審査については町民生活課ごみ処理施設整備推進室が実施し、委託限度額を超えた見積を提示した場合は失格とする。なお、見積価格の評価点については、以下の式により算定し、計算にあたっては小数点以下第3位を四捨五入する。

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{最低見積価格}}{\text{提案者の見積価格}} \times \text{配点 (10点)}$$

6 最低基準点の設定

総合評価点が60点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点以上であった場合には、委託契約候補者として特定することができるものとする。

7 委託契約候補者及び次席者の特定

第1次審査、第2次審査及び価格審査の総合計点数を算出する。審査委員会の審議を経て、総合計点数の最も高いものを委託契約候補者に、次点のものを次席者に特定する。

なお、最高評価点を取得した者が2者以上ある場合は、見積価格の最も低い者を委託契約候補者に特定する。さらに、見積価格が同額である場合は、第2次審査の評価点が最も高い者を委託契約候補者とする。